

京 都 大 学 財 務 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学財務委員会規程</b> (平成16年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 財務担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 医学部附属病院長</p> <p>(5) 財務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第2号、第3号又は第6号の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>涉外 (基金・同窓会) 担当の理事</u> (3) } (4) } (同 左) (5) } (6) } (7) }</p> <p>2 前項第3号、第4号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第3号、第4号又は第7号の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 (同 左)</p>
<p><b>京都大学環境安全保健委員会規程</b> (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>環境安全保健担当の理事、総務担当の理事及び学生担当の理事</u></p> <p>(2) 環境安全保健機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 環境安全保健機構各部門長</p> <p>(8) 総務部長、施設部長及び教育推進・学生支援部長</p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) 環境安全保健担当の理事及び総務担当の理事</p> <p>(2) } (3) } (4) } (5) } (同 左) (6) } (7) } (8) } (9) }</p> <p>2・3 }</p>
<p><b>京都大学入学試験委員会規程</b> (平成17年達示第90号)</p> <p>(前 略)</p>	

改正前	改正後
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 各学部長</p> <p>(3) 国際高等教育院長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学監事監査規程</b> (平成27年達示第41号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(他の役員等との会合)</p> <p>第15条 <u>監事、理事、公正調査監査担当の副学長及び会計監査人が監査等の結果を踏まえて、本学の運営及び業務の改善について協議するため、監事の下に四者協議会を置く。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程</b> (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>公正調査監査担当の副学長</u> (以下「担当副学長」という。) が総括する。</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 通報処理体制等 (通報処理体制等の周知)</p> <p>第5条 <u>担当副学長</u>は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 <u>担当副学長</u>は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。</p> <p>2 <u>担当副学長</u>は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、<u>担当副学長</u>は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>入試担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2・3 }</p> <p>(他の役員等との会合)</p> <p>第15条 <u>監事、監査を担当する理事又は副学長、理事及び会計監査人が監査等の結果を踏まえて、本学の運営及び業務の改善について協議するため、監事の下に四者協議会を置く。</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>研究公正担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) が総括する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 通報処理体制等 (通報処理体制等の周知)</p> <p>第5条 <u>担当理事</u>は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 <u>担当理事</u>は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。</p> <p>2 <u>担当理事</u>は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、<u>担当理事</u>は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 <u>担当副学長</u>は、前項に規定する調査を、事務本部の職員に行わせるものとする。 (中 略) (調査結果の通知)</p> <p>第10条 <u>担当副学長</u>は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。 (是正措置等)</p> <p>第11条 <u>担当副学長</u>は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は部局の長(全学教員部にあつては、総長が指名する理事。次項において同じ。)に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を<u>担当副学長</u>に報告するものとする。</p> <p>3 <u>担当副学長</u>は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。 (被通報者等への配慮)</p> <p>第12条 <u>担当副学長</u>は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 (中 略) (実施規定)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p>	<p>3 <u>担当理事</u>は、前項に規定する調査を、事務本部の職員に行わせるものとする。 (調査結果の通知)</p> <p>第10条 <u>担当理事</u>は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。 (是正措置等)</p> <p>第11条 <u>担当理事</u>は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は部局の長(全学教員部にあつては、総長が指名する理事。次項において同じ。)に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を<u>担当理事</u>に報告するものとする。</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。 (被通報者等への配慮)</p> <p>第12条 <u>担当理事</u>は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 (実施規定)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</b> (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第2 管理体制 (<u>担当副学長</u>の責務)</p> <p>第3条 <u>公正調査監査担当の副学長</u>(以下「<u>担当副学長</u>」という。)は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措</p>	<p style="text-align: center;">第2 管理体制 (<u>担当理事</u>の責務)</p> <p>第3条 <u>研究公正担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>置を講じなければならない。  (中 略)  (相談体制等の周知)</p> <p>第9条 <u>担当副学長</u>は、全学及び各部局の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。</p> <p>2 (略)  (相談員の責務等)</p> <p>第10条 相談員は、教職員又は学生等(以下「相談者」という。)から相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該相談者に対し、必要な指導又は助言を行う。</p> <p>2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は<u>担当副学長</u>に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は<u>担当副学長</u>に報告するものとする。  (中 略)</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して<u>担当副学長</u>及び関係する学系等の長に報告し、<u>担当副学長</u>及び関係する学系等の長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)  (調査委員会による調査)</p> <p>第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項の報告を受けた<u>担当副学長</u>は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。</p> <p>2 前項の調査委員会は、京都大学人権委員会委員若干名及び<u>担当副学長</u>が指名する者により組織する。</p> <p>3 <u>担当副学長</u>は、第1項の規定による調査を行うときは、関係する部局及び学系等の長にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第14条 <u>担当副学長</u>は、前条の調査の結果を踏まえて、当該関係する部局又は学系等の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、<u>担当副学長</u>の場合に準用する。この場合において、「部局又は学系等の長」とあるのは「<u>担当副学長</u>」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該部局又は学系等の長に要請する」と読み替えるものとする。</p> <p>第5 その他  (秘密の保持等)</p>	<p>なければならない。  (相談体制等の周知)</p> <p>第9条 <u>担当理事</u>は、全学及び各部局の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。</p> <p>2 (同 左)  (相談員の責務等)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は<u>担当理事</u>に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は<u>担当理事</u>に報告するものとする。</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して<u>担当理事</u>及び関係する学系等の長に報告し、<u>担当理事</u>及び関係する学系等の長と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (同 左)  (調査委員会による調査)</p> <p>第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項の報告を受けた<u>担当理事</u>は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。</p> <p>2 前項の調査委員会は、京都大学人権委員会委員若干名及び<u>担当理事</u>が指名する者により組織する。</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、第1項の規定による調査を行うときは、関係する部局及び学系等の長にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>第14条 <u>担当理事</u>は、前条の調査の結果を踏まえて、当該関係する部局又は学系等の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、<u>担当理事</u>の場合に準用する。この場合において、「部局又は学系等の長」とあるのは「<u>担当理事</u>」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該部局又は学系等の長に要請する」と読み替えるものとする。</p> <p>第5 その他  (秘密の保持等)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第15条 <u>担当副学長</u>、部局及び学系等の長、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、<u>担当副学長</u>、部局及び学系等の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調整及び調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事案の検証)</p> <p>第18条 <u>担当副学長</u>は、京都大学人権委員会にハラスメント事案に係る検証を求め、ハラスメントの防止等に関し、その充実に努めるものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p>	<p>第15条 <u>担当理事</u>、部局及び学系等の長、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、<u>担当理事</u>、部局及び学系等の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調整及び調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(事案の検証)</p> <p>第18条 <u>担当理事</u>は、京都大学人権委員会にハラスメント事案に係る検証を求め、ハラスメントの防止等に関し、その充実に努めるものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学基金規程</b> (平成23年達示第33号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(特定基金)</p> <p>第5条 本学の特定の事業に対する寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。</p> <p>2 前項の特定基金に関し必要な事項は、<u>大学基金担当の副学長</u> (以下「<u>担当副学長</u>」という。) が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 本学に基金 (特定基金を除く。以下この条、第10条から第12条まで及び第15条において同じ。) の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会 (以下「委員会」という。) を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>担当副学長</u></p> <p>(2) 財務担当の理事</p> <p>(3) 研究科長 若干名</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 若干名</p> <p>(5) 総務部長及び財務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特定基金)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の特定基金に関し必要な事項は、<u>涉外(基金・同窓会)担当の理事</u> (以下「<u>担当理事</u>」という。) が定める。</p> <p>(基金運営委員会)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) <u>担当理事</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>3</p>

改正前	改正後
<p>4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>担当副学長</u>の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第8条 委員会に委員長を置き、<u>担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(財産の組入れ及び受入れ)</p> <p>第10条 基金への現金の組入れ及び受入れは、<u>担当副学長</u>が決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>担当副学長</u>は、第1項の組入れ及び受入れについて、毎年、委員会へ報告するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(基金明細書)</p> <p>第12条 総長は、基金について基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の基金明細書の様式は、<u>担当副学長</u>が別に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て<u>担当副学長</u>が定める。</p>	<p>4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>担当理事</u>の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第8条 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(財産の組入れ及び受入れ)</p> <p>第10条 基金への現金の組入れ及び受入れは、<u>担当理事</u>が決定する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、第1項の組入れ及び受入れについて、毎年、委員会へ報告するものとする。</p> <p>(基金明細書)</p> <p>第12条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 第1項の基金明細書の様式は、<u>担当理事</u>が別に定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て<u>担当理事</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成26年達示第59号)</p> <p>(前略)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学に、本学における公正な研究活動の推進等について総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する者として総括者を置き、<u>研究担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成25年達示第79号)</p> <p>(前略)</p> <p>(利益相反マネジメント委員会)</p> <p>第6条 本学に、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	<p>(総括者)</p> <p>第3条 本学に、本学における公正な研究活動の推進等について総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する者として総括者を置き、<u>研究公正担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)をもって充てる。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(利益相反マネジメント委員会)</p> <p>第6条 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 人事担当の理事及び産官学連携担当の理事</p> <p>(2) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(3) 部局の長 若干名</p> <p>(4) 医学部附属病院長が指名する副病院長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は前条第1項第2号の委員をもって充て、副委員長は同項第4号の委員をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(利益相反審査委員会)</p> <p>第10条 委員会に、次の各号に掲げる業務(第11条に定めるものを除く。)を行うため、利益相反審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 委員会の委員長</p> <p>(2) 本学の教授 若干名</p> <p>(3) 学外の有識者 若干名</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(臨床研究利益相反審査委員会)</p> <p>第11条 委員会に、臨床研究に係る次の各号に掲げる業務を行うため、臨床研究利益相反審査委員会(以下「臨床研究審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 臨床研究審査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 委員会の委員長</p> <p>(2) 第7条第1項第4号に規定する者</p> <p>(3) 臨床研究を行う部局の教授 若干名</p> <p>(4) 学外の有識者 若干名</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(委員会等に関する事務)</p> <p>第22条 委員会及び審査委員会の事務はマネジメント室において、臨床研究審査委員会の事務は医学部附属病院事務部総務課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 } (同 左)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(1) 研究規範担当の理事</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 委員長は前条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は同項第5号の委員をもって充てる。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(利益相反審査委員会)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>2 }</p> <p>(1) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>3～6 }</p> <p>(臨床研究利益相反審査委員会)</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>2 }</p> <p>(1) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(2) 第7条第1項第5号に規定する者</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>3～6 }</p> <p>(委員会等に関する事務)</p> <p>第22条 委員会及び審査委員会の事務はマネジメント室において、臨床研究審査委員会の事務は医学部附属病院事務部臨床研究戦略課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程</b> (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略) (定義) 第3条 この規程において「競争的資金等」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から、教育研究機関に配分されているものをいい、その範囲は<u>研究担当の理事</u>が別に定める。 2～4 (略) (中 略) (統括管理責任者及び副統括管理責任者) 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、本学を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、<u>研究担当の理事</u>をもって充てる。 2 (略) (部局管理責任者) 第6条 部局に、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、部局管理責任者を置き、部局の長(事務本部にあっては<u>研究担当の理事</u>。以下同じ。)をもって充てる。 2～6 (略) (後 略)</p>	<p>(定義) 第3条 この規程において「競争的資金等」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から、教育研究機関に配分されているものをいい、その範囲は<u>研究公正担当の理事</u>が別に定める。 2～4 (同 左)  (統括管理責任者及び副統括管理責任者) 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、本学を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、<u>研究公正担当の理事</u>をもって充てる。 2 (同 左) (部局管理責任者) 第6条 部局に、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育を行う者として、部局管理責任者を置き、部局の長(事務本部にあっては<u>研究公正担当の理事</u>。以下同じ。)をもって充てる。 2～6 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程</b> (平成27年達示第72号)</p> <p>(前 略) (総長等の責務等) 第4条 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関し、本学を統括するとともに、研究規範に定める事務を適切に行うものとする。 2 総長は、前項の事務を部局の長(事務本部にあっては、<u>研究担当の理事</u>(以下「担当理事」という。))に委任することができる。 (後 略)</p>	<p>(総長等の責務等) 第4条 (同 左)  2 総長は、前項の事務を部局の長(事務本部にあっては、<u>研究倫理担当の理事</u>(以下「担当理事」という。))に委任することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学安全衛生管理規程</b> (平成19年達示第8号)</p> <p>(前 略) (部局の安全衛生管理)</p>	<p>(部局の安全衛生管理)</p>



改 正 前	改 正 後
<p>第7条 部局の長（事務本部にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学化学物質管理規程</b> （平成18年達示第74号）</p> <p>（前 略） （部局の長の責務）</p> <p>第3条 部局の長（事務本部にあつては<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学組換えDNA実験安全管理規程</b> （昭和54年達示第21号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第3条 京都大学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関しては、<u>研究担当の理事</u>が総括管理する。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における動物実験の実施に関する規程</b> （平成18年達示第72号）</p> <p>（前 略） （総括管理）</p> <p>第3条 本学における動物実験の適正な実施に関しては、総長が総括管理する。</p> <p>2 <u>研究担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）は、前項の業務に関し、総長を補佐する。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における病原体等の管理に関する規程</b> （平成19年達示第78号）</p> <p>（前 略） （総括責任者）</p> <p>第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>研究担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）が総括する。 （後 略）</p>	<p>第7条 部局の長（事務本部にあつては、<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p> <p style="text-align: center;">（部局の長の責務）</p> <p>第3条 部局の長（事務本部にあつては<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>第3条 京都大学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関しては、<u>研究規範担当の理事</u>が総括管理する。</p> <p style="text-align: center;">（総括管理）</p> <p>第3条 （同 左）</p> <p>2 <u>研究規範担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p style="text-align: center;">（総括責任者）</p> <p>第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>研究規範担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）が総括する。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程 (平成25年達示第46号)</p> <p>(前略) (雑則)</p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、監視伝染病病原体の管理に関し必要な事項は、<u>研究担当の理事</u>が定める。</p> <p>京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前略) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(事務本部にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (略) (後略)</p> <p>総長が指定する災害により被災した者に係る学部、大学院及び専門職大学院の検定料の免除に関する特例規程 (平成30年達示第65号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 総長は、<u>教育担当の理事</u>及び関係する理事と協議のうえ、災害の指定を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>教育担当の理事</u>が定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、監視伝染病病原体の管理に関し必要な事項は、<u>研究規範担当の理事</u>が定める。</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(事務本部にあつては、<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>第2条 総長は、<u>入試担当の理事</u>及び関係する理事と協議のうえ、災害の指定を行うものとする。</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>入試担当の理事</u>が定める。</p> <p>附則 この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>